

佐賀県東部工業用水道規程第3号

佐賀県東部工業用水道局の管理に関する規程（昭和48年佐賀県東部工業用水道規程第1号）の一部を次のように改正する。

平成31年3月29日

佐賀県知事 山口 祥 義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前			改正後		
別表（第5条、第6条関係）			別表（第5条、第6条関係）		
管理者の決裁を受けるべき事務 1～12 略	局長専決事務 1～19 略	所長専決事務 1 略 2 職員の旅行を命令すること。 3～32 略	管理者の決裁を受けるべき事務 1～12 略	局長専決事務 1～19 略	所長専決事務 1 略 2 職員の旅行又は時間外勤務を命令すること。 3～32 略

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。